

“1杯くらいなら大丈夫だろう” その気持ちが人生を終わらせます

飲酒運転は極めて悪質かつ危険な犯罪行為であるにもかかわらず、トラックによる飲酒運転・事故件数は近年増加傾向にあります。飲酒運転はドライバー本人や同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば、被害者やその家族の人生も狂わせます。また事業者の責任も厳しく問われ、経営に大きな影響を及ぼすこととなります。

そこで今回は、飲酒運転および事故件数の推移、罰則の重さ、防止に向けた「飲酒運転防止対策マニュアル」の活用について紹介していきます。

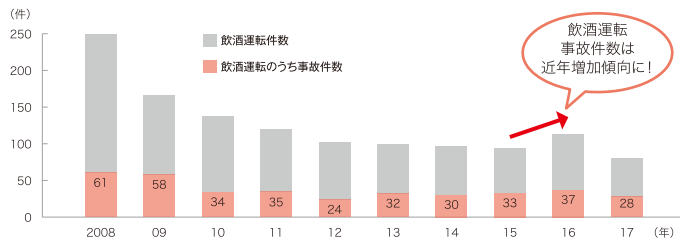


飲酒運転事故件数は増加傾向に

飲酒運転による交通事故が、後を絶ちません。事業用トラックにおける飲酒運転事故件数は、2012年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、16年には37件の事故が発生【グラフ】。昨年はさまざまな交通事故防止対策などが功を奏し、過去5年では最少となりましたが、継続した取り組みが求められています。

ちなみに、14年～17年に発生した事業用トラックが第一当事者になる飲酒運転事故を都道府県ごとに見ると、大阪府が11件と最も多く、次いで福岡県(9件)、東京都、兵庫県(各8件)、北海道(7件)の順に。一方、秋田県、山形県、山梨県、新潟県、福井県、滋賀県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県、沖縄県の全11県ではゼロ件でした。

【図】事業用トラック飲酒運転および事故件数の推移

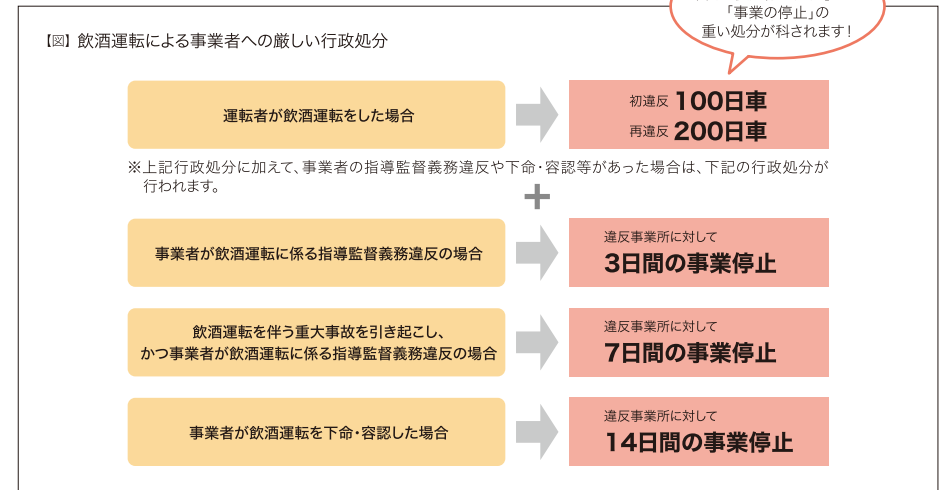


出典：(公社)全日本トラック協会「飲酒運転の根絶に向けて(広報とらっく 7月15日号)」より作成

人生の破たんにつながる飲酒運転

飲酒は運転に大きな影響を及ぼします。お酒を飲んでアルコールが体内に入ると、脳を麻痺させるため安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下。具体的には「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」などの影響が出て、事故に結びつく危険性が高まるのです。

近年、罰則や行政処分は、飲酒した本人はもちろん事業者に対しても厳しいものとなっています【図】。飲酒運転で懲役が科されたドライバーは、その結果、解雇や失業、さらには家庭崩壊を招くケースも少なくありません。また事業者に与える影響も大きく、社会的信頼の失墜によって経営破たんにつながる場合もみられます。



出典：警察庁「みんなを守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」、公益社団法人 全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」(広報とらっく 7月15日号)」

飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」

運送事業者は、飲酒運転防止に向けた対策を徹底しなければなりません。例えば、アルコール検知器でアルコールが検知された場合、罰則の基準未満であっても、必ず乗務禁止とします。点呼時にはアルコールチェックを励行し、検知器の使用を徹底しましょう。

だろう”が、人生を終わらせます。飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」を掲げ、防止対策に取り組んでください。

また全日本トラック協会では「飲酒運転防止対策マニュアル」を発行。対策の進め方や対策事例が掲載されており、飲酒運転根絶に向けて活用が求められています。繰り返しになりますが、“1杯くらいなら大丈夫

飲酒運転防止にむけた事業者の対策事例

- ・管理者が休憩地点などをパトロール
- ・運転室内に酒類の缶やビンがないか点検
- ・ドライバー研修会などで指導
- ・メールやチラシで従業員の家族に呼びかけ

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」(広報とらっく 7月15日号)」